

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成28年度第3回美里町行政改革推進委員会
- 2 開催日時 平成28年8月16日（火）午後1時35分から午後2時58分まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階 会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委 員 小田嶋稔委員、清水五郎委員、曾根昭夫委員、千葉啓委員、松田攻治委員、吉田實委員
 - （2）事務局 伊勢総務課長、高橋課長補佐、日野課長補佐、中村主事
 - （3）その他 なし
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）議 題 町長に対する報告書の提出について
 - （2）公開区分 公開
- 6 非公開の理由
該当なし
- 7 傍聴人の人数
2人
- 8 会議資料
行政改革の取組の推進について（報告）案
- 9 会議の概要
 - （1）審議結果又は今後の対応
 - ① 会議録署名人について
曾根委員及び千葉委員。
 - ② 行政改革の取組の推進について（報告）
各委員からの質疑、意見等があり、採決の結果、原案のとおり報告書を町長あて

提出することとなった。

(2) 詳細な意見（発言者氏名および発言内容の記録（全文筆記））

○事務局（伊勢課長）：大変お忙しい中、平成28年度第3回美里町行政改革推進委員会に御出席を賜りありがとうございます。定刻を過ぎております。早速ではございますが、本日の会議を始めさせていただきます。はじめに、清水会長から御挨拶を申し上げます。

○清水会長：皆さんこんにちは。連日猛暑が続いております。また、お盆中にもかかわらず、お休みのところ御出席頂きましてありがとうございます。本日の会議、平成28年度第3回目でございますけれども、よろしく申し上げます。

○事務局（伊勢課長）：それでは次第の3番、議事に移らせていただきます。これからの進行につきましては清水会長をお願いいたします。

○清水議長：それでは今日の議事についてお話しいたします。今日の議事といたしまして、次第にございますけれども（1）会議録署名員について、（2）町長に対する報告書の提出について、この2点でございます。

まず、（1）会議録の署名委員の選出について、今回は曾根委員と千葉委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

次に（2）町長に対する報告書の提出について、このことについて入らせていただきます。このことにつきましては、前回の会議の終了の際に今後の委員会運営に関しまして、結論は2つしかないというふうにお話しいたしました。1つは、吉田委員が出された書面について内容は相当重大な意味があると認識したことから、この責任を取って自ら委員から身を引いていただく。これが1つ目でありました。もう1つは、委員会としては誠に不甲斐無いことですが、現在の委員による委員会は解散する。この2つの二者択一しかないとお話しいたしました。当日は、長時間にわたりまして協議頂いて、また別室においても該当者が集まって話ししました。しかし、当日は、はっきりとしたお話は決めかねました。時間をいただき追って連絡するというので解散しました。過日、電話で大変失礼でしたが、前回会議の翌々日、吉田委員に電話させていただきました。「自ら委嘱状を返納する気持ちはありますか」と聞きましたが「その気持ちはありません」という返答をいただきました。したがって、2つ目の委員会を解散する道を選択するしかないとの結論に至りました。その旨を、委員会独自では決められませんので、町長に報告しなければなりません。今日皆さんのお手元にお配りしております「行政改革の取組の推進につて（報告）」を町長に報告します。読み上げさせていただきます。（別紙朗読）これでよろしいでしょうか。

○小田嶋委員：いや、これおかしいですよ。

○清水議長：前回の会議の終了の際にお示しした2点の内の1つということでござい

ます。最終的にこれしかないということで、報告書を読ませていただきました。異議ございませんか。

○小田嶋委員：疑義ありですよ。

○曾根委員：異議あり。今報告書を読み上げたようですが、「美里町行政改革推進委員会条例第2条の規定により、行政改革の取組の推進について審議しております。」とありますが、2条の1項ばかりではないですよ。2条の2項もあるのだから、その点を挙げれば、当然私から見ると吉田委員が申しあげたことが該当するのではないかと思うんですけれども、こんな書き方で、会長さんの名前ですけれども良いんですか。委員会会長の名前ですけれども、委員会ということは、委員そのものも入っているので、2条の第1項ばかりではなく2条の第2項も入っているということを勘案して書かれてはどうか。

○清水議長：2項を入れろということですか。

○曾根委員：そうじゃなくて、2項の意義を拾うならば、進めることが可能になりませんかということです。これまでのことで「できません」と決めつけて、町長に報告書を挙げることは、ちょっと無理なことだと思います。

○小田嶋委員：2条の2項は、「委員会は、必要に応じ、行政改革の推進に関し町長に意見を述べるができる」ということをございますよね。それで、吉田委員からこういう意見が、途中から出てきたということなんですよ。5月24日ですか、議事をやっていて、その前に5月12日までに、積極的または重点的に取り組むべき事項について意見を出してくださいと委員長が述べて、積極的または重点的に取り組むべき事項について提案されているわけです。それが出た後にこの吉田委員からの話が出たのでちょっとおかしくなってしまった。でも、意見としては、吉田意見のようなことが途中からでも考えられるのかなと私は考えました。別におかしいことではないのではないかと思います。そこで、まとめることはできないとここで決めてしまっただけは、我々としては早い話が審議拒否という格好になっちゃうのではないかな。あくまでも、委員長が取り組むべき事項というものを皆さんから提出してもらっているわけですから、これに沿ってやっていたら良かったわけです。それを吉田委員からあのようなものが出されたからと言って、良い悪いはともかく、全員に配布してしまったわけです。それで問題になったわけです。配る前に委員長のところで止めて、答申してからこの問題を持ち上げてよかったんじゃないかなと思います。ですから、ここでやめてしまうというのは、甚だ情けないというか。

○清水議長：情けないです。まことに情けない限りです。

○小田嶋委員：ですから、5月24日の時点に戻り、7月26日でしたか、前の時点に戻り、そこを正常に戻してはどうかと思います。吉田委員の意見を極端に取り上げてしまった。そうすれば、前からやってきた人たちからすれば、やはり取り入れられないところもあるなというふうに見たのかもしれない。

- 吉田委員：前回の資料、私が提出した資料2つありましたが、1つは今までの行政改革これからの行政改革ということで、今後の行政改革のあり方について、参考資料としてお出ししました。もう1つは、行政改革推進委員会のあり方でしたか、②の資料です。これは私が出した提案「その他」に関連する資料です。私の理解としては、これは早く先に取り上げて、この委員会のあり方を議論して、それで先に進めるということで議長が取り上げてくれたのだらうと、そう理解していました。ですから、あれを先にやって、しかし会議の中では、それよりも今まで出されていた項目について、それを順番にやった方がいいんじゃないかということで、3対2で採決され決まったわけですから、その通りなぜ進まないのかと私は言いたいです。
- 清水議長：今のはちょっと違いますよ。いかにも一番最初に出したような話になっていますけれども、そうじゃありませんよ。まず、皆さんに提案を出してくださいとお願いしました。その次に出てきたのが吉田委員の書面ですよ。中身は読んでいただければわかると思いますが、諮問のあり方がおかしいということ、委員会の取組がおかしいということ、まさに今回諮問を受けた議題とは全くかけ離れた中身になっていました。(異議ありの声) 会長が取り上げてくれた云々という話をしていますけれども、私は良いとは言いませんでした。ですけれども、一委員から出されたわけですから、断るわけにはいかないだらうということで、事務局にはその通り送っていただきました。これ出さなかったらどうなりました。逆に、私お聞きしたいくらいです。
- 吉田委員：資料として出したんです。それを取り上げるタイミングは議長が判断されたんだと思います。もう1つ、諮問書をよく読んでいただきたいんです。これは重点的、積極的に取組べき事項だけではないんです。後ろに等と付いています。ですから広いんですよ。ですから取り上げてもいいでしょう。それから、本委員会が本来行う審議と異なるとは、何を指しているんですか。
- 清水議長：あの資料について議論したら、あの資料は、諮問に対する否定じゃないですか。委員会のあり方に対する否定じゃないですか。私はそのように受け取りました。これで、本当にこれから会議が進んでいけるのだからかと疑念を感じました。何度も言いました。我々はある課題を与えられて、ある一定の期間内で答申しなくてはなりませんとお話ししました。この議論をしていたら前に進めませんと、何度も私話しましたよね。入り口から違うのではないですか。入り口から違ったものに対して、はたしてこれから我々まとめることができるのだからか。何度もお話ししましたが御理解いただけなかったようですね。
- 吉田委員：私は柔軟にとらえていますから。
- 清水議長：違った意見があってもいいじゃないですかと何度も言われますけれども、違った意見と今回諮問を受けた中身の議題とちょっと違うんじゃないですか。私は、与えられた課題に対して役目を果たすというのが委員会の責務じゃないかと私は思っていました。吉田委員とは入り口が完全に違うような感じですよ。私ばかりではあれ

ですので、ほかの委員からどうぞ。千葉委員。

○千葉委員：私は、清水会長と同じです。

○清水議長：はい。それでは、松田委員。

○松田委員：こういう話は、前回徹底的にやりましたでしょ。今日は、今出てきたのが、会長が町長に報告するという提出物に対して、条例2条の2項が引っかかるとかということが話されていますね。2条の2項に引っかかるわけがないじゃないですか。行政改革の推進に関して町長に進言するんですよ。我々は前にもそういうことを話しましたよね。全然解釈のありようが違います。諮問がだめだとか、役所の仕組みや職員の仕事のやり方を変えろだとか、常識を変えろだとかそういう話ではないですよ、この2条の2項は。あくまでも行政改革を推進するに於ける進言です。我々が前にやったのは、最終報告の際に職員の意識改革の面で具体的に町長に進言したことがありました。そういったことを言っているのだから、何でもかんでも言っているという意味ではないです。そう思いませんか議長。この2条の2項は、吉田委員の意見についての言い訳を保護するものではありません。議長がそう思って、代表して町長に報告するというのだから、これはこれで良いでしょう。

○清水議長：二者択一ということで進めてまいりまして、最終的に、委員会の運営が大変厳しいという判断をさせていただきました。いずれにしても、同じようなことが繰り返しになっていると感じています。前回の委員会でも、吉田委員から出された資料について、30分位の時間で決まるのかなと私なりに思っていました。それで次の課題に取り組めるのかなという予定でおりましたけれども、延々と3時間以上にわたりましたしお話ししましたけれども結論は出ませんでした。せっかくこういうメンバーが集まった委員会ですから、本来ならば、議題について建設的な意見を出し合いながら良い答申を出すべきところだと思って取り組んできましたが・・・。

○小田嶋委員：会長の意見はそこまでに留めてください。それ以上言うと具合が悪いです。

○清水議長：そういうことを感じているということを皆さん受け取ってください。

○小田嶋委員：それ以上言うと、また吉田委員の問責みたいなことになりますから、議長はあくまでも公平な立場でこの場をさばってください。この委員会をこの先も諮問について議論をしていくということが良い行き方だと思いますので、7月26日の時点で決を採りました。あの時3対2で議事を進めると、諮問について話し合いを行うということになって、清水議長が進めましょうかといったところ、松田委員が「いや、このままじゃやっつけられない」と言ったので、審議が止まってしまったというのが現実です。決を採りながら進めなかったということ。これはやはりまずいですよ。3対2で進めるということにしたんですから、まずやりましょうよ。

○清水議長：反対意見があってもいいじゃないですか。これで良いんですかという反対意見もあったわけですよ。

- 小田嶋委員：3対2という決が出たんですから、議長はそれで進めるべきだったんですよ。それに対して松田委員が待ったをかけたわけですよ。こんなもの出されたって進めるわけにいかん、と。それじゃ進まないですよ、そんなことを言っていたら。
- 松田委員：あまり自分に都合の良いように解釈しないでくださいよ。そういうふうな話じゃなかったでしょ。
- 小田嶋委員：いやそうですよ、これ見ると。
- 松田委員：進めるという採決ではなかったでしょ。
- 曾根委員：進めましようと言ったけれども、いや待てとなったから、誰と誰が個別に話し合いをしてくださいと言ったんだ。
- 松田委員：それは決が出ていないからそう言ったんです。決が出ていれば、吉田委員の自由退職、会の解散という決定までいかないでしょ。
- 清水議長：曾根委員から提案がありまして、別室で話をしたらという提案がありました。なぜかという、この場で收拾がつかなくなったんですね。時間はどんどん過ぎていく、先の委員会に向けてどうするべきか、ということを吉田委員と私と松田副会長と事務局で話した結果が、先ほどお話しした2つでした。それで、何度も申し上げますけれども、吉田委員からは否定されましたので、もう一方のこのメンバーによる会議の再開は難しいという結論に至ったわけです。いずれにしても委員会の運営は非常に難しいであろうと判断したところであります。これで良い意見を出し合うことができるだろうかと疑念を持っています。吉田委員が出された意見は、参考資料と言われるかもしれませんが中身を見ると重要なことが書かれています。前に進めないような中身になっています。本来の議題に入る前の問題を解決しないと進めないような中身になっています。それで本当に決められた期間内に答申をまとめられるのか。とても現メンバーでは不可能で答申には至らないなと思ったところです。
- 小田嶋委員：その前に、ここで話をしているときに、吉田委員に②の資料は取り下げてはいかがですかと言ったら、じゃ取り下げましようと言った。それで良いじゃないかと思うんです。それが、取り下げてももう全然だめだと、いうふうな話になってしまって、吉田委員は小田嶋が言った意見に乗っかっただけじゃないのかと、というような意見が出たわけです。国の最高機関なんかでも意見を取り下げるといふことはあるわけですよ。それがこの小さな委員会において、目くじら立ててやっているというのが私は現実だと思います。別室に行った時でも、吉田委員1、清水議長と松田委員の2、1対2で話し合ったってまとまるものもまとまらないのは当たり前でしょ。私は議長と吉田委員と事務局と3人で話し合ってくださいと言ったはずですよ。それに松田委員と一緒に行って、まとまるものもまとまらなくなっちゃったというのが現実でしょ。中身を聞いていないからわからないから。
- 清水議長：そういうふうな考えだとお互い感情的になっちゃうから、松田委員には副会長だから入ってもらったんです。

- 松田委員：今、議事の2番をやっているんですよ。何をその時のことを言っているの。私は、はじめ遠慮すると言ったんですよ。前会長に行ってくださいと言ったんですよ。だけど議長がそれをみんなの前で発表して、4人でやりますと、いうふうに決まって話をしたんだから。そういうことを一々持ち出して言うのは、この議題の2番にはないですよ。それをわきまえないといけませんよ。
- 小田嶋委員：町長に対する報告書の提出についてという問題だから討議しているんですよ。清水議長から出された報告書は、答申はできませんと、あとこの会は解散するような方向に行かざるを得ませんねというふうなことがここに書いてあるわけでしょう。それがおかしいですよということであって、結局これに関する事なんですよ。何もごちゃごちゃ言っているわけではなくて、順番を踏まえていっているわけです。
- 松田委員：提出することについてあなたは反対意見でしょ。それでいいじゃないですか。議題の2に反対しているんですよ。
- 小田嶋委員：今回の町長に対しての報告書ですか、これには反対です。
- 松田委員：そんなことを言ったら、こっちだってもっと言いたいことはいっぱいありますけど言いませんよ。今は議題の2をやっているのだから、それ以外のことは言わない。
- 小田嶋委員：報告書については反対です。簡単に言うと。
- 千葉委員：小田嶋委員、ものをしゃべった、意見を言ったということじゃないんですよ、吉田委員は。文書で何度も読み返られるような、文書を出しているんですよ。こういう意見がありますと言うだけだったら良いのね。文書で配布しているんですよ。私、吉田委員に申し上げました。どういう効果を望んで出したんですかと、答えてないんですよ。効果を求めたから出したんですよ。目的があったから。それを答えてないんだよ。
- 吉田委員：あれは、この場で議論するために、もちろん、私としては、あのような形で委員会の見直しをやってほしいと思っています。
- 千葉委員：吉田委員、ある一定のボーダーラインというのがどこにもあるんですよ。超えてはいけないラインというのが、そこの部分を超えているからこういうふうになったんですよ。
- 吉田委員：ボーダーラインを越えていけないのは法律に反することです。今回の例で言えば皆さんがやっていること、吉田がここから出ていけというのは憲法違反ですよ。
- 千葉委員：違います。よろしいですか。憲法とか法律とかについてもっともらしく言いますけれども、単なる秩序を文字で書いてただけ、秩序をわかりやすく一般万人にわかりやすく知らしめるために作ったのが憲法であり、法律です。
- 吉田委員：憲法第14条に何と書いてありますか。

- 千葉委員：そういうレベルじゃない。小田嶋委員、こういう状態なんです。ようするに、単に言うだけじゃなく相手に賛同を求めているというような部分があったから皆さん過剰に反応するわけです。もちろん私も反応しました。それに対して引っ込めれば済むというわけではないでしょ。小田嶋委員。
- 小田嶋委員：反応の仕方がみな違う。
- 千葉委員：当然。けれども、出した人間はどういう反応が来るか効果を予測して出している。それは、あの文書を見ると町長批判、前回の委員会の批判、なかには、（曾根委員に対して）人の中傷、失笑するようなことやらないでください。非常識ですよ。いいですか。行革大綱は行政に作れ、云々、今は一般住民に聞いて意見を募ってやっているのが常です。こういう格好なんです、小田嶋委員。ですから、いかなものですかと清水議長がおっしゃっているところです。吉田委員、目的の部分について答えてないんだから、この場で。
- 吉田委員：議論するためです。それだけです。
- 千葉委員：そんな漠然としたものじゃなくて、ダメだよそれじゃ。
- 吉田委員：この文書の中の「しかし」の段落のところでお聞きしたい。「諮問の内容や当委員会の目的等に対して疑義を唱える」こと、これは当委員会の正常な活動だと私は考えています。これが「当委員会が本来行うべき会議の審議とは異なった意見」とする理由を教えてくださいと思います。それから、「当委員会が本来行うべき会議の審議とは異なった意見等を繰り返す委員」とありますが、会議録のどこにそのような記録があるのでしょうか。私がチェックした限りでは、他の委員の制止を聞かずに、該当するような発言を繰り返されたのは、平成28年7月26日、松田委員の発言だと思いますけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。
- 清水議長：最初の「諮問の内容や当委員会の目的等に対して疑義を唱える」これは、吉田委員が出された資料です。あの中身そのままです。吉田委員が出された参考資料。中身です。あの内容です。町長が出した諮問がおかしいという言い方をしています。それから当委員会の目的。これは、委員会のあり方に対してもおかしいと言っています。最後のところは、私個人としては、会長に対する意見かなと受け止めました。何でおかしいんですか。どこがおかしいのですか。今までやってきた委員会が、同じやり方でおかしいような言い分のようにしたけれども。それから、繰り返す委員というのが議事録にないということでしたけれども、繰り返すというのは、本来行われる議題に対してそれはおかしいですよということを何回も話しました。本来議論するのは、重点的、積極的に取り組むべき事項なんですよ。
- 吉田委員：「等」がついていますよ。「など」なんです、これは。諮問書類が。だから、含まれるはずですよ。
- 清水議長：「など」は良いんですが、進む方向が違うんじゃないですか。目指すところが、吉田委員の言われることと、これから委員会がやろうとした議題と、その方向

性が全然違うんじゃないですか。なぜかという、諮問のあり方について否定しています。委員会のあり方についても否定です。極端に言うと。

- 吉田委員：そのために、前倒しにしたんじゃないですか。それを議論するために。
- 清水議長：そうじゃないです。前倒しじゃないです。後から出てきたんです。
- 吉田委員：いや、資料は後から出しましたけれども、参考資料として出したものを議題にかけられたのは、優先してそれを議論しようという意図があったんじゃないですか。
- 清水議長：そうではないです。本来あれを議論するつもりはなかったんです。
- 吉田委員：なぜしたんですか。
- 清水議長：なぜしたということはないでしょう。さっきも言いましたが、これを参考資料を事務局が出さなかったら、あなたは何と言いましたか。恐らく、これを出さなかったら、何で出さないかあなたは追求したでしょう。私はそこまで考えましたよ。あなたなら言うでしょう。失礼ですけども。
- 吉田委員：それは言うかもしれませんよ。だけど、それは後でもいいですよ。
- 清水議長：後とか前じゃないですよ。それだけ重要な中身をあなたは出されたということです。そこをちゃんとわきまえてください。(傍聴席より「相手の話を聞いてからしゃべれ。黙ってられるか。俺の金で会議開いているんだぞ。」との声あり。) そっちは黙っててください。(傍聴席より「傍聴席から発言させないようにしろ。相手の話聞いてからしゃべれ。」との声あり。)
- 松田委員：傍聴席は黙っててください。
- 小田嶋委員：そちらの傍聴人は発言しないようにしてください。
- 清水議長：傍聴人は退席してください。
- 千葉委員：事務局、何見ているんだ。あんた達何のためにいるんだ。やれ。ダメだ。
- 清水議長：退席させてください。(傍聴席から「人の話を聞きなさい。」との声あり。) 人の話じゃない。議論にならないですこれでは。(傍聴席から「理由をはっきりして。」との声あり。) 理由は答える必要ないです。(傍聴席から「警察呼べ。権限無いやつに言われて出ていくわけにいかない。」との声あり。) 今会議中ですから。(傍聴席から「規則にはある。規則にはあるけれども、議事の扱い方どうなの。」との声あり。)
- 事務局(伊勢課長)：議長からの退席命令ですので。
- 清水議長：妨害しないでください。今会議中ですから、妨害しないでください。(傍聴席から「妨害しないからしっかりやれ。」との声あり。) しっかりやっています。(傍聴席から「しっかりやってない。」との声あり。) やっています。(傍聴席から「そんなの町民が聞いたら笑うな。」との声あり。) 何ですかそれ。(傍聴席から「相手の話を聞いてからしゃべりなさい。あんた、誰かがしゃべっていると必ず自分から口入れるでしょ。」との声あり。) ちゃんと聞いています。(傍聴席から「ちゃんと聞いてないから言っている。」との声あり。)

- 松田委員：議長。規定通り退席して頂かないとだめですね。
- 清水議長：退席してください。（傍聴席から「あんただけ辞めろ。前の委員会はそのんだから。4人辞めていったべ。議長だけ辞めますって言って辞めればいいじゃないか。5人残るんだから、3人まで辞めればいいんだ。）」
- 千葉委員：■■■さん、あんた何しゃべっているのかわかっているのか。ダメだ、一緒に出よう。出なきゃだめだ■■■さん。（傍聴席から「出ない。議長の采配、やり方が」との声あり。）ルールだ。ルールを守れ。（傍聴席から「やかましい。」との声あり。）やかましいじゃない。あなたがやかましいんだ。ルールを守れ。
- 清水議長：記録はストップしてください。午後2時30分まで休憩。
- 清水議長：再開しますが、先ほど傍聴の方の妨害がありまして、議事の進行を妨げられました。したがって、退場を申し付けます。退場してください。（傍聴席から「国鉄職員ならもっとしっかりした態度とれ。あなたみたいな国鉄職員いないぞ。前回の委員会では、できないという人が4人辞めているんだからね。それができなかつたら自分だけ辞めなさい。」との声あり。退場。）それでは再開します。いろいろお話ありましたが、どこまで行っても平行線というふうに感じております。收拾がつきません。それでは、まとめに入りたいと思いますが、結論は先ほど申し上げた2つに1つの1つを選択することになりますが、はい吉田委員。
- 吉田委員：これには、私、反対です。この中にある言葉ですね。これ表現を見ますと、どうもこの委員6人は町長から委嘱を受けました。その委嘱された委員の中に、会長としては議事を進められないような人が紛れ込んでいる。町長にその責任を取ってくださいね、というような感じの意味にもとれますけれども、そういうことでよろしいですか。
- 清水議長：そのために、自主的に委嘱状を返納してはどうかと申し上げたわけですが。
- 吉田委員：それは違います。
- 清水議長：それは個人の受け止め方です。私としてはそう受け取ったということでございます。
- 吉田委員：委嘱状を返納する必要はないと思っております。これは、
- 清水議長：それは何回も聞きました。
- 吉田委員：いやいや、まだ言っていないよ。何でしゃべるんですか。人の話を聞かないで何でしゃべるんですか。
- 清水議長：「返納をするつもりはありません。」ということは、何回も聞きました。前回は聞きましたし、個室でも聞きました。
- 吉田委員：その話と違いますよ。何で人の話を聞かないで遮るんですか。発端になったのは、私に対して松田委員の話でこういうことがありました。「皆さんは諮問書の内容を理解して委嘱状を受け取った。したがって、その諮問書に書かれたことに反するのであれば、委嘱状を返すべきです。」という理屈でお話がありました。だけど、

こんな事実はないですよ。出鱈目です。私は広報みさと2015年12月、1月号に掲載されました「美里町行政改革推進委員会委員募集」の記事を見て委員の公募に応募しました。その記事は、「行政運営の効率化、財政運営の健全化、住民の利便性向上に向けた行政改革全般の取組及び今後策定する第3次美里町行政改革大綱について審議する美里町行政改革推進委員会委員を募集します」でした。今年2月23日、第1回の行政改革推進委員会に先立って皆さんと同様に委嘱状を受け取りました。当然、広報の記事にあった仕事をするものと思っておりました。その後、会長、副会長を選任し、会長が諮問書を受け取りました。この時点で初めて委員全員が諮問書の内容を知りました。したがって、松田委員が主張されているように、諮問書の内容を理解してそれに納得したから委嘱状を受け取ったわけではありません。こういうことから、委嘱状を返納する理由は全くありませんから、私はずっと拒否しているわけです。以上です。

- 清水議長：松田委員、何かありますか。
- 松田委員：その件は、この議題が終わってからそれに対する答えを言わなければいけないと思いますから、今、町長に対する報告書の提出ということでやっています。3人の委員から反対の意見が出ている。1つの提案ですけれども、賛成委員、反対委員をそれぞれ明記して、会長から報告されたらどうでしょう。これを委員会の報告として、議長も裁決に入って3対3で議長宣言でやるんだということもできます。けれども、こういう状態ですから、反対委員は誰々、賛成委員は誰々というふうにして出してください。それしかないでしょう。それとも、今言ったように決を採って、議長が判断されてそれを出すか、この2つでしょうね。
- 千葉委員：異議ありません。今松田委員がおっしゃったことに同意します。
- 小田嶋委員：この委員会は、議長がいて採決をすれば3対2なんですよ。
- 千葉委員：いや違うんですよ、小田嶋委員。
- 清水議長：決に入る場合は私から申し上げます。
- 松田委員：こんなことで時間を取ってられないので、今言ったように議事の2番目は、賛成委員はこれ、反対委員はこれと書いて出せばそれで終わりです。いくら話し合ったってOKになりません。
- 千葉委員：互いに素なんだね。
- 吉田委員：この委員会は、町長から諮問を受けて答申をするのが目的ですよ。なぜ答申を出すような方向に進めないんですか。どのような努力をされているんですか。ただ、進まない恐れがあるというだけで止めているのではないのでしょうか。もし、議長が進められないのであれば、議長を退いてもいいじゃないですか。
- 千葉委員：ちょっと待った。吉田委員、それはおかしいよ。そういう原因を作っているのはあなたですよ。原因者ですよ。
- 小田嶋委員：議事の進め方について、最初から2回目まではまともにいっていたわけ

ですよ、これを提出するまでは。その後に吉田委員の話の問題が入ってきてゴタゴタになってしまって、これ以上進められないということ。これは、私としてはおかしいと思う。これを軌道修正しても良いんじゃないかという考えが私の考え方です。

- 千葉委員：それは、小田嶋委員が仰る分には全然問題ございません。それを出した本人が「問題ないでしょ」というのは、それはないでしょう。
- 小田嶋委員：考え方はいろいろあるのだから、それはそれで受け止めましょうよ。その進め方の中で、これを一旦取り下げると言うことを言っていたので、これを取り下げてもらって、この問題は答申が終わった後に、委嘱期間がまだあるのだから、そういう問題を話し合ってもいいのではないですかというのが私の考え方です。
- 松田委員：その考えは聞き飽きました。全部書いてありますから。
- 千葉委員：そういうことを踏襲して、松田委員は軟着陸の方法として、町長に途中の計画案という格好で町長に出しましょうと言っている。小田嶋委員と松田委員の話を融合させた部分で、落とし込みの部分を出したんですよ。小田嶋委員の話を聞くと、また元に戻るような感じだから、残すのであれば、融合されてもいいのではないですか。お互いがそれで成るのだから。それで持って行って町長に3対2で反対者がいるんだと、賛成者がいるんだと、中身はこうなんだと、ということでどうですかと申し上げている。私はそれに対して、異議ございませんと言いました。だったら良いんじゃないですか。皆さん、どっちにも偏った話じゃないですか。小田嶋委員も、そういった考え方になれると思いますので。
- 小田嶋委員：辞めるとか何とかということは。
- 千葉委員：その前にまず、そこまで一步ずつ進んでいきましょうよ。
- 松田委員：前回の最後に、二者択一で決まりましたね。それで、吉田委員がはっきりしないからどっちも決まらなかった。だけど、会長が後日確認したら吉田さんが拒否したということで、二者択一の委員会そのもの、我々も同じ一緒に自滅ですよ、そういうふうになった。それでその状態を町長に報告しなければいけないということで、これを会長がしたためて皆さんに聞くというか、本当は、二者択一だったので、会長が個人でこれを出して終わりなんですけれども、皆さんに諮ったわけです。でも、このように全然賛成しないという人が3人、そのとおりだという人が会長を含めて3人、そういうことで落ち着かせないとこの件はいつまでたっても終わりませんから、千葉委員も仰ったように、3対3で通してやるのか、賛成反対を明記してやるのか、どちらか議長が判断してください。これが解決する方法だと思います。
- 小田嶋委員：これ、率直に言って3対3であった場合に、今後どうするかということになって、解散するとか何とか言う権限は、この委員会には条例上は無いと思うんですが。事務局いかがでしょうか。
- 千葉委員：その前に、今の話は、松田委員が話した先の話だ。だからそれは受けることないよ。小田嶋委員、それは先の話になっちゃうよ。良い悪いじゃなく、ここの段

階の話は今しているのだから、なぜポーンと先に行っちゃうのと言っている、ここでまず話をしたらどうですかと言っている。

- 松田委員：議事の2番目、これは賛成になればこのままいくでしょう。だけれども、今のように3人の方があらゆる方向から反対なさっていますから、だけれども賛成の人もある。これは仕様がなんでしょう。3対3で決めて反対なしで行くよりも、反対という意思表示が書かれるわけだから、それで良いじゃないですか。それしかないですよ。議長それでどうでしょうか。
- 清水議長：まず、この書面を出すことが良いですかということです。私は報告しなければいけないと思っています。
- 千葉委員：これ責務の履行です。やるべきです。
- 松田委員：ただ会長が考えた文面に対して文句が出たから、文句が出た委員がこれ、賛成の委員はこれだということを報告すれば良いんですよ。
- 小田嶋委員：そういうことか。これこれの意見があって、これこれの意見があってという2つの意見を比べて出しましょうということね。
- 清水議長：ちょっと時間をいただきます。休憩します。(暫時休憩)
- 清水議長：今松田委員から、賛成者、反対者の名前を列記という話がありましたが、町長に出すに当たってこの書面の中に、下の方に記入するというのは、書類上あまり良くない、ちょっとかけ離れたように感じますので、別紙として名前を列記することはどうでしょうか。
- 松田委員：良いんじゃないですか。もう一枚用紙を添付して、反対、賛成の名前を書いて付けてやれば良いんですよ。そういうことですよ。
- 清水議長：そうです。別紙として、反対賛成者の名前を列記するということでよろしいでしょうか。(はいの声) それではここで決を採りたいと思います。その前に、決議に際しまして、次のことを申し添えさせていただきます。決議に際しましては、議長である私、清水でありますけれども、委員の一人でありますので、私も参加することといたしますので御承知ください。6人しかおりません。なお、可否同数の場合は、議長が決することといたしますのでよろしくお願ひします。それでは、町長に対する報告書、先の内容の報告書で提出することについて賛成の方、挙手をお願いします。この文面を町長に提出することに賛成の方。(松田委員、千葉委員、清水議長が挙手。) いやダメです、反対ですという方。(小田嶋委員、曾根委員、吉田委員が挙手。)
- 曾根委員：どうも見ているとこれまずくない。議事録も何も全部公開されるんですよ。このままで良いの、ちょっとな、という考えなんですよ。これ皆さん見ているんですよ。とっても苦しくて、何とかならないかなと思っているんですよ。苦しいです。以上。
- 松田委員：そういうことで、この文面に賛成反対がいて、表面上には賛成反対の名前が書けないから、別紙でそれを書きますということですから、この文面に反対だとい

う人は、反対の中に名簿として入るわけですから、それで結構でしょ。ということをお願いして、今3対3で決まったわけですね。

- 小田嶋委員：反対者の意見も、連ねることはできないんですか。意見がまとまらなかったということなんですけれども、私なんかは、審議すべきだと言っていますけれども、そういうことを入れることはできないだろうか。
- 千葉委員：それは反対した時の根底にあるものですよね。それをあえて載せる必要はないと思いますよ。意思表示という意味でこれで良いのではないですか。小田嶋委員はもう少し詳しくやろうとしているからであって、意思表示はされたのでそれでOKのはずですよ。
- 小田嶋委員：じゃ俺が例えば議長だったら、これはボツになるわけだ。
- 千葉委員：いや、議決の前にその話があれば可です。根底にあるものだから。
- 小田嶋委員：いや、何回も意見として言っているんだけど、全然載ってないんだよな。それで「まとまらない」という一点に絞られちゃった。
- 千葉委員：小田嶋委員は全面否定イコールそれが理由なんだから、それでよろしいんじゃないですか。問題ないと思いますよ。
- 清水議長：今、賛否同数で最終的には議長が決するということになりましたので、この内容で町長に御報告申し上げたいと思います。なお、皆さんが頂いた委嘱状ですけども、御自身から委嘱状を返上していただければというふうに思います。辞任届の用紙は事務局の方申し出ていただいて受け取っていただければ良いです。
- 松田委員：一応これで議事は終わりましたよね。本日の議題は全て終わりましたが、先程、この会議で吉田委員から私に問いかけられた件に関して、最後までありますので、少し時間を頂戴致しまして回答を申し上げたいと存じます。

8月12日、吉田委員からメールが届きました。それによると、「松田発言に事実と異なるところがある。その事実と異なる事を誤認したままの主張を展開して会議を混乱させた。そして、松田委員は、憲法14条に反するからそれを確認し、誠意ある対応を期待する。」とのメールでした。

詳しいことは添付ファイルにあるというので開いて見たら、7月26日の会議録9ページにあるとあります。しかし、それらしいものは見つからないので、最初から読み返したら、6ページにありました。吉田委員が指摘した個所は、6ページ上から22行目から始まる文章でした。吉田委員の言い分は次の通りです。

「諮問事項を示されて、それに了解して委嘱状を受理したのでありまして、・・・」という言葉に大きな誤りがあると指摘しています。この件に関しては、大事なので後程説明します。この他に吉田委員の言い分は、次のように数点ありました。

1つ目は、吉田委員は、「広報みさと」の募集記事を見て応募し、その募集要項の記事が、委員の仕事であると思っていたということです。募集要項の記事が、諮問事項であるはずはありません。吉田委員の勘違いです。

2つ目は、吉田委員は、28年度の第1回委員会の冒頭に、皆さんと同様に委嘱状の交付を受けたが、当然広報の記事にあった仕事をするものと思っていた、と主張します。募集記事ですから、諮問が示されているわけではないです。この時、既に諮問の写しは、配られています。吉田委員はまた、墓穴を掘りましたね。

3つ目は、吉田委員は、委嘱状が交付され、その後、会長及び副会長を選出し、会長が諮問書を受け取った。この時点で初めて委員全員が諮問内容を知ったのである、と断定しています。清水会長が、諮問を受け取ったときに諮問事項を知ったということこそ誤認です。諮問書の写しは、会議開催前に既に各委員全員に配布され全員が知っていることです。

4つ目としては、吉田委員は、委嘱状の受領と諮問事項を知った順序は逆なので、「本会の委員は、諮問事項を示されてそれに了解して委嘱状を受領したのであります」というのは出鱈目である、と主張しますが、委嘱状の交付と諮問の提示は同時です。寧ろ諮問書の写しを頂いているのですから、諮問書を頂いて見てから委嘱状を受けたこととなります。ですから、私の言い分が正しく出鱈目ではなく、吉田委員が主張することが出鱈目になります。

5つ目は、吉田委員は、「この出鱈目な事象を基に執拗に委嘱状の返還を求める発言をされるが、根拠のない要求であるから、取り消されてはいかがか」と言われます。しかし、松田発言は、出鱈目ではなく、根拠のない要求でもなく、単にこれまでの会議のプロセスと吉田委員が提出した「委員会への諮問のあり方について」という資料に基づき、発言しているだけです。

吉田委員は、自分の事を棚に上げて反省すること微塵もなく、何でもないことを針小棒大に主張する、正に本末転倒とはこのことであると思います。

吉田委員は、「会議録は、町のホームページで公開され、全国、いや世界中からアクセスされる。早とちりをネット上に晒し続けても良いというのであれば放置しても差し支えないが老婆心ながら申し上げる。以上」とありました。

間違っていないことを事実と異なる大きな誤りがあると吹聴し、会議を混乱させたとか、憲法14条に反するとか、誠意ある対応をせよとか、ネット上に恥じを晒し続けるとか、その言い分は、大きなお世話です。誤字、脱字、誤解や誤謬があれば、それを正せば済むことです。以上吉田委員の主張とそれに対する回答です。尚、私の見解を次にまとめました。

2月12日付で送付された2月23日の会議開催の案内には、日時、場所、会議内容の諮問、運営の説明書きがあります。また、会議の前に委嘱状を交付、資料は別途通知する、とあります。そして、その会議当日の次第には、開会の冒頭に、委嘱状の交付があり、会議の内容は、諮問と委員会の運営だけです。会議の数日前に、資料1, 2, 3は郵送されており、残りの資料は、会議当日、既に全委員の席に配布されています。諮問の写しは資料5です。

広報紙には公募募集要項が書かれているが、諮問事項が書かれているはずはなく、吉田委員の完璧な勘違いです。吉田委員は、委嘱状を受け取って後、会長に諮問事項を伝えられて、初めて諮問事項を知ったと言われるが、実際には諮問書の写しは、既に全委員に配られているのですから、どちらが先かということではなく、一連のデモンストレーションですから、委嘱状を渡し、諮問事項を読み上げるのと、諮問の写しをすでに見ての委嘱状を受理することは、どちらにせよ同時進行で、ことさら出鱈目であるとは言い切れません。私は、配られた諮問書の写しを見た後に委嘱状を受け取りましたから、委嘱状の交付を受けて諮問を読み上げて知る、そのどちらにも何の違和感ありません。

その会議で、委嘱状の交付、諮問が提示されたのですから、そして、諮問の写しは委嘱状の交付前に各自に既に配られているのですから、誰も諮問事項に異議を唱えることなく、委嘱状を受けたことには変わりません。

吉田委員は、公募募集の記事を勝手に諮問と解釈し、諮問を読み上げられて初めて全員が諮問内容を知ったとか言っていますが、それに了解して委嘱状を受理したことには変わりはないので、吉田委員の主張は、屁理屈というものです。

いずれにせよ、委嘱状を受け取ったということは、その時点で納得されて受け取ったのですから、委嘱状を受け取ったその後のことが肝心で、私は、その後の吉田委員の一連の無節操さを指摘しているだけです。出鱈目であるとか、憲法に反するとか、ネット上の恥さらしということには当たらないと思います。

吉田委員が深く反省をして、前後の策を相談するメールかと思ったら、とんでもない言いがかりのクレームでありました。今後は、公募委員に限らず、委員は、所掌事務に従わなければ、注意するなり、それでも改善がなければ、解任できる条項の設置等を検討する時期にきているように思います。これを機会に御検討下さいますことをお願い申し上げます。以上で終わります。

○清水議長：以上で会議を終了いたします。御苦勞様でした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 年 月 日

会議録署名人

会議録署名人